

平成24年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(総務省・地域情報化関係)

平成23年7月13日

全国知事会

【地域情報化関係】

1 地上デジタル放送に係る必要な措置について

- (1) 東北地方太平洋沖地震で大きな被害を受けた地域及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故で被害を受けている地域に対し、国において予算・人材を投入し、地上デジタル放送に係る必要な措置を集中的に実施すること。

特に同発電所において発生した事故で被害を受けている地域に対しては、原子力災害の特殊性にかんがみ、必要な対策を長期的かつ弾力的に実施すること。

- (2) 地上デジタル放送への完全移行への対応として、衛星利用による暫定的な難視聴対策を余儀なくされた地域については、対象世帯及び地方公共団体への負担を求めることなく、国及び放送事業者の負担と責任において、早急に中継局の新設や共聴施設の設置など地上系の放送基盤による恒久的対策を講じること。

また、恒久的対策の円滑な実施をはかるため、引き続き、各難視聴地域の住民や関係地方公共団体に対して適切かつ正確な情報提供に努めること。

- (3) アナログ放送停波に伴う混乱を最少限に押さえるため、停波後、工事待ちに要する一定期間サイマル放送を再開するなど、万全の対応を講じること。

また、地上デジタル放送に対する相談、対応窓口を引き続き設置するなど、国の責任において必要な支援を実施すること。

2 地域情報化の推進について

- (1) 地域住民が等しく情報通信技術がもたらす利便性を享受し、特に、過疎・離島等の条件不利地域において情報格差が生じることがないように、光ファイバ網を始めとする超高速ブロードバンドなど情報通信基盤の整備及び電子自治体の推進に不可欠な地域公共ネットワークの整備を推進するため、規制緩和を含む支援策を拡充するとともに、整備後の安定的な運用を確保するため、ランニングコストに対する支援策を講じること。

- (2) 携帯電話不感地帯解消に向け、通信事業者の設備投資を促進するための施策を講じること。

- (3) 中長期的な取組として、ユニバーサルサービス制度を時代に合わせて見直し、光ファイバなどのブロードバンド基盤や携帯電話基地局等の整備・維持管理を対象とすること。

3 情報セキュリティ対策の推進について

地方自治体が保有する個人情報等を不正に取得した者が、インターネットを介して不特定多数の者が当該情報を入手できる状態に置く行為の禁止及びこれに反した者に対する罰則を規定した法律を早急に制定するとともに、地方自治体が、当事者として、情報を流出させる者に係る発信者情報の開示を可能とする措置を講じること。